

※任意様式

区分計算書(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

記載例

※参考:法定様式

<損益計算書>

科目	総額	所得等課税事業(A)	電気供給業(B)	按分率(A)/(A)+(B)		
売上高	60,000,000	53,000,000	7,000,000	0.88333		
科目	総額	所得等課税事業		収入金課税事業(電気供給業)		共通③
		区分できる	②共通按分(③×①)	区分できる	共通按分(③-②)	
営業収益	60,000,000	53,000,000		7,000,000		
製品販売高	53,000,000	53,000,000		0		
売電収入	7,000,000			7,000,000		
営業費用	53,880,000	31,700,000	18,973,928	700,000	2,506,072	680,000
売上原価	29,800,000	29,800,000	0	0	0	0
期首棚卸高	600,000	600,000	0	0	0	0
当期製品仕入高	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0
当期製品製造原価	20,000,000	20,000,000	0	0	0	0
期末棚卸高	▲ 800,000	▲ 800,000	0	0	0	0
販売費及び一般管理費	24,080,000	1,900,000	18,973,928	700,000	2,506,072	680,000
役員報酬	5,000,000		4,416,650		583,350	5,000,000
給与手当	14,000,000		12,366,620		1,633,380	14,000,000
法定福利費	1,800,000		1,589,994		210,006	1,800,000
地代家賃	450,000	300,000	0	150,000	0	0
減価償却費	550,000	200,000	0	350,000	0	0
リース料	200,000	200,000	0	0	0	0
水道光熱水費	800,000	800,000	0	0	0	0
租税公課	600,000	400,000	0	200,000	0	0
会議費	500,000		441,665		58,335	500,000
雑費	180,000		158,999		21,001	180,000
営業損益	6,120,000	21,300,000	▲ 18,973,928	6,300,000	▲ 2,506,072	▲ 680,000
営業外収益	251,800	250,000	1,589	0	211	1,800
受取利息	1,800		1,589		211	1,800
その他雑収入	250,000	250,000	0	0	0	0
営業外費用	1,500,000	0	1,324,995	0	175,005	1,500,000
支払利息	1,500,000		1,324,995		175,005	1,500,000
特別利益	0		0		0	0
特別損失	0		0		0	0
税引前当期純利益	4,871,800	21,550,000	▲ 20,297,334	6,300,000	▲ 2,680,866	▲ 2,178,200
法人税及び法人住民税	300,000		264,999		35,001	300,000
当期純利益	4,571,800	21,550,000	▲ 20,562,333	6,300,000	▲ 2,715,867	▲ 2,478,200
税務加算	800,300	0	706,928	0	93,372	800,300
所得税	300		264		36	300
納税充当金	800,000		706,664		93,336	800,000
交際費等の損金不算入	0		0		0	0
税務減算	500,000	380,000	0	120,000	0	0
納税充当金から支出した事業税	500,000	380,000	0	120,000	0	0
仮計	4,872,100	21,170,000	▲ 19,855,405	6,180,000	▲ 2,622,495	▲ 1,677,900
事業税加算	0		0		0	0
事業税減算	0		0		0	0
再仮計	4,872,100	イ 21,170,000	▲ 19,855,405	ハ 6,180,000	ニ ▲ 2,622,495	▲ 1,677,900
合計	4,872,100	課税標準となる所得金額 イ+ロ	1,314,595	ハ+ニ	3,557,505	

最も妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行ってください。注)按分基準に用いる数値は税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますのでご注意ください。

区分が可能な場合は「所得等課税事業」と「収入金課税事業(電気供給業)」に区分して記載する。区分することが困難である場合は「共通③」に記載のうえ、按分率によりそれぞれの事業に按分した額を「共通按分」に記載する。注)法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

仮計の総額欄は、原則として法人税別表4(39)「差引計」欄と一致します。

第6号様式「所得金額の計算の内訳」又は第6号様式別表5において加算・減算した金額があれば記載してください。

収入金額に関する計算書	事業年度	年月日	法人名	金額	
収入金額の総額	通用			金額	
	売上高(売電収入)			7,000,000	
	受取利息			211	
	計 (1)			7,000,211	
	控除される金額	受取利息			211
		計 (2)			211
		差引計 (1)-(2)			7,000,000
		法附則第9条第8項の規定による控除額 (4)			
		法附則第9条第10項の規定による控除額 (5)			
		法附則第9条第18項の規定による控除額 (6)			
法附則第9条第20項の規定による控除額 (7)					
法附則第9条第21項の規定による控除額 (8)					
法附則第9条第22項の規定による控除額 (9)					
計		(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)	(10)	7,000,000	

取扱通知(県)3章4の9の1各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入(電気供給業分に限る)

区分計算書で算出した収入金課税事業(電気供給業)に係る収入を転記

(1)に計上したもののうち、補助金、固定資産売却収入、保険金、有価証券の売却収入、不用品の売却収入、受取利息、受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、課税済み電気の仕入れ額、再生可能エネルギー特別措置法16条の賦課金、損害賠償金、投資信託収益分配金、株式手数料、社宅貸付料、託送供給料として支払う金額など

収入割の課税標準額

区分計算書(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)の記載方法

- 1 収入金課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に区分して記載してください。なお、区分することが困難である場合は共通とし、売上金額等最も妥当と認められる基準によって収入金課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に按分した額をもって課税標準となる所得金額を算定してください。
 - 2 「②共通按分(③×①)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
 - 3 「③共通」には、収入金課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に区分することが困難なものに係る金額を記載してください。
 - 4 損益計算書又は法人税別表4から必要な科目等を選定し、行の追加、削除等をしてください。
- 法人税別表4、損益計算書、貸借対照表を添付してください。